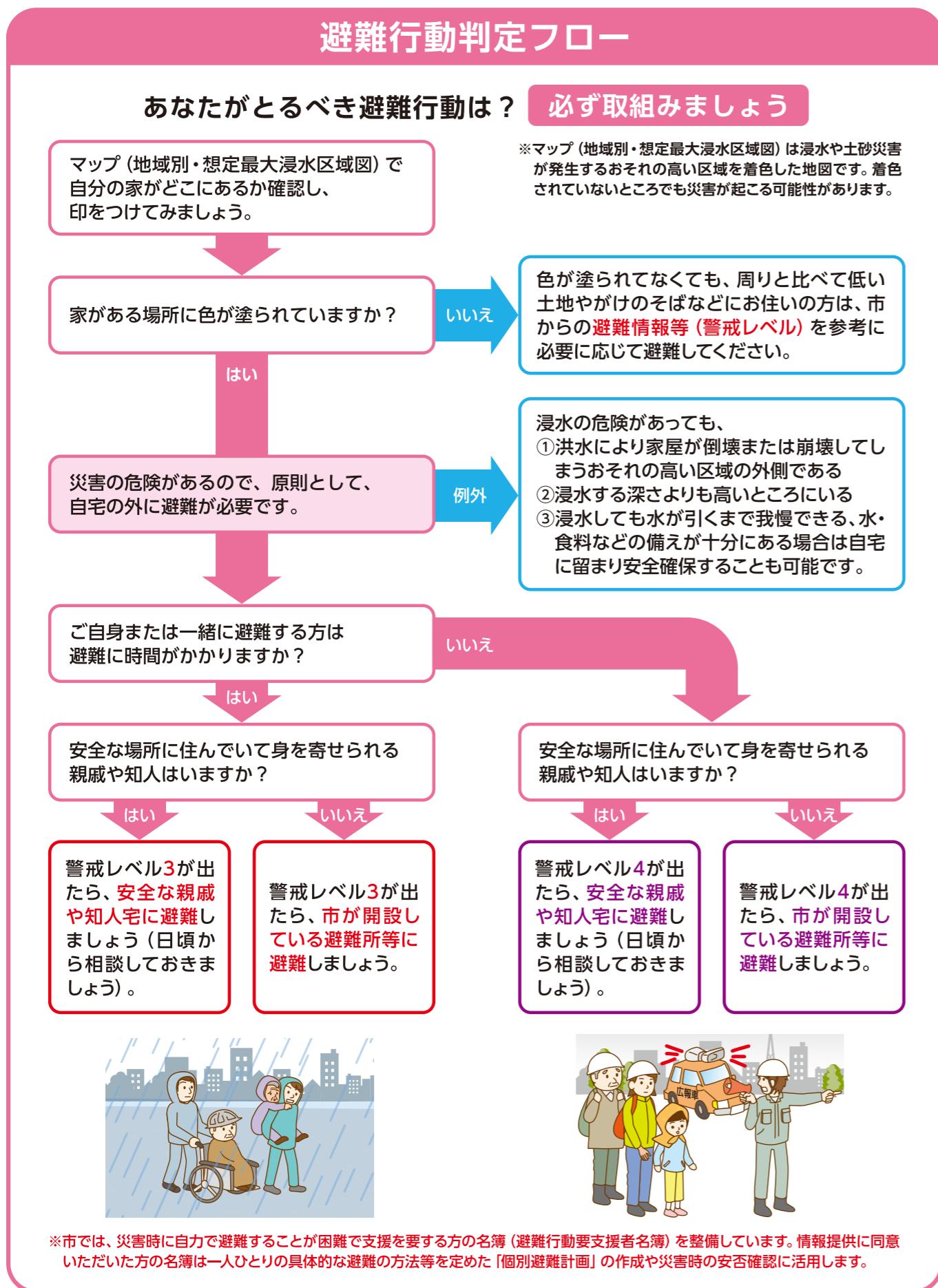


■避難行動判定フロー図

台風や集中豪雨が来る前に下の図に沿って自分がとるべき行動を確認しましょう。



■避難行動の種類

水平避難

安全な場所へ向かうのに十分な時間がある場合や洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にいる場合には、避難所等の安全な場所へ避難してください。



垂直避難

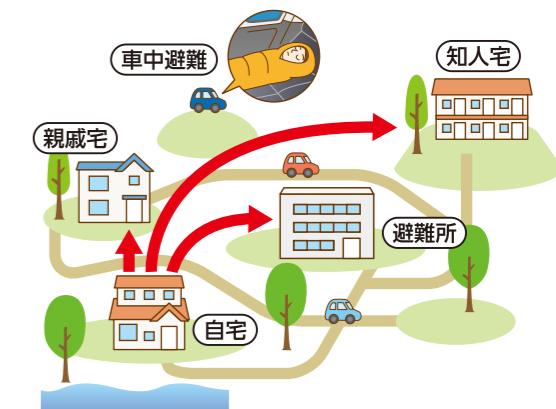
風雨が激しくなったときや夜間など、屋外への避難が難しい場合には建物の2階以上の階へ移動し、山やがけの斜面とは反対側の部屋に移動してください。

垂直避難



分散避難

避難所に行くことだけが避難ではありません。災害が発生しても、自宅が安全であれば自宅に留まっていた方がよい場合があります。また、安全なところにある親戚宅・知人宅なども避難先として考えられます。車中避難をする場合は、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒などの予防対策をとり、ご自身で健康管理を行ってください。日頃から避難先について相談しておきましょう。



自ら避難

市が指定避難所を開設していないても、地域が自主的に避難所を開設し、地域住民の避難する場所を確保する「自ら避難」制度があります。

指定避難所の自主避難利用

- 市が避難所を開設する判断を行う前に自主防災組織やコミュニティ組織等が市の指定避難所を利用して開設することができます（あらかじめ自主防災組織やコミュニティ組織等から市への申請が必要です）。

届出避難所

- 自主防災組織やコミュニティ組織等が自主的に地域の集会所等を避難所として開設することができます（あらかじめ自主防災組織やコミュニティ組織等から市への申請が必要です）。
- 災害が発生した際には、状況に応じて指定避難所へ移動をお願いすることができます。
- 市は必要に応じて届出避難所へ救援物資を提供します。

問い合わせ先：防災復興推進課（0866-21-0246）